

幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について 7月～9月分

次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	締切日
① 届出保育施設の利用料 ② 私立幼稚園の預かり保育利用料 ③ 認定こども園1号の預かり保育利用料	7月～9月分利用料償還払いの申請 ※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。 ※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご覧ください。	10月31日(火)まで
④ 待機児童支援助成金	7月～9月分の助成金申請 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人、前回申請していない人は、役場1階 子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例：届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	

※申請の対象かどうか分からないなど、ご不明な点がございましたら子育て支援課へお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150・154)

学童保育所利用料を助成します

学童保育所を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、助成対象となる世帯に対して利用料の一部を助成します。

※9月末ごろに学童在籍のお子さんへ学童保育所を通して案内チラシを配布しています。



対象世帯

- ① 生活保護受給世帯
- ② 市町村民税非課税世帯

助成内容

学童保育所に支払った利用料を、次のとおり助成します。

※利用料には、おやつ代・入会金・年会費・行事費・教材費などは含まれません。

対象世帯	助成額	備考
① 生活保護受給世帯	利用料の100% (月5,000円を限度)	就労に伴う必要経費として控除される額は除きます。
② 市町村民税非課税世帯	利用料の50% (月2,500円を限度)	別世帯でも同一住所に住む親族や同居人、同一住所に住民登録はないが、生計を一にする親族や同居人も非課税であるかの判定対象者となります。

必要書類など

- 須恵町学童保育所利用料助成金交付申請書(役場1階 子育て支援課窓口へ備え付けています。)
- 助成金振込先口座の通帳のコピー(口座名義・口座番号が分かるページをコピーしてください。)
- 生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)

提出方法

役場1階 子育て支援課窓口へ必要書類を提出

提出先

須恵町役場1階 子育て支援課

※各学童保育所では受け付けていません。



申請時期

- ① 生活保護受給世帯の人
令和5年4月～令和6年3月分 ⇒ 10月31日(火)まで
- ② 市町村民税非課税世帯の人
令和5年4月～令和5年9月分 ⇒ 10月31日(火)まで
令和5年10月～令和6年3月分 ⇒ 令和6年3月11日(月)～3月29日(金)まで



助成方法

提出された申請書の審査終了後、助成金額を決定通知書にてお知らせします。

決定した助成金は保護者名義の口座へ振り込みます。詳しくは決定通知書にてご確認ください。

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)

須恵町公式LINE 友だち募集中!

防災、ごみの収集日、イベント・子育て情報など、さまざまな町の情報をお届けします。ぜひ、須恵町と「友だち」になって、町の情報をいち早く受け取りましょう。

＜友だち追加方法＞ 下図の通りQRコードまたはID検索で「@suetown」を検索し、友だち追加します。

QRコードを選択した人
QRコードを読み取り友だち追加

ID検索を選択した人
「@suetown」で検索して友だち追加

この画面が表示されたら、友だち追加完了!

※詳細はホームページをご確認ください。 須恵町ホームページ

☎ まちづくり課 広聴広報係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線342)